

令和4年5月11日

まきっ子塾参加児童
保護者の皆様へ

上牧町教育委員会

警報等発表時等における「まきっ子塾」の休塾措置について
(重要なお知らせ)

謹啓、時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は、本町教育行政にご理解いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、警報等発表時や学校伝染病（インフルエンザ等）の蔓延時のまきっ子塾の開塾については、学校から出ております、警報等の発表時における臨時休校・学級閉鎖等の措置に沿って、午前9時00分までに警報が解除されない

場合は、「まきっ子塾」は休塾となります。なお、警報等の発表時には、まきっ子塾(社会教育課)から改めて連絡はしませんので、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 気象警報等発表の場合

- 例1：通学している上牧町に発表 → まきっ子塾はありません(休塾)
- 例2：まきっ子塾を開塾中に上牧町に発表 → まきっ子塾で待機させます

2 学校伝染病（インフルエンザ等）の場合

- 例1：通学している学校が学級閉鎖 → 学級閉鎖になっている学年（全学級）のまきっ子塾はありません
- 例2：通学している学校が学校閉鎖 → まきっ子塾はありません(休塾)

問合せ先： 上牧町教育委員会事務局 社会教育課

電話： 0745-76-2532 (直通)